

平成 2 7 年第 3 回定例会 1 2 月議会提出議案概要書

総 務 部 法 務 課
財 務 部 財 政 課

議 案 目 録

- 議案第 98 号 明石市住民投票条例制定のこと
- 〃 第 99 号 明石市協働のまちづくり推進条例制定のこと
- 〃 第 100 号 明石市個人番号の利用に関する条例制定のこと
- 〃 第 101 号 あかし総合窓口条例制定のこと
- 〃 第 102 号 あかしこども広場条例制定のこと
- 〃 第 103 号 あかし市民広場条例制定のこと
- 〃 第 104 号 明石市下水道事業の設置等に関する条例制定のこと
- 〃 第 105 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 106 号 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定のこと
- 〃 第 107 号 明石市市税条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 108 号 明石市立図書館条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 109 号 平成 27 年度明石市一般会計補正予算（第 3 号）
- 〃 第 110 号 平成 27 年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 111 号 平成 27 年度明石市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 112 号 平成 27 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 113 号 平成 27 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 114 号 平成 27 年度明石市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 115 号 議決事項一部変更のこと
- 〃 第 116 号 明石市立総合福祉センターに係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 117 号 明石市立高齢者ふれあいの里に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 118 号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 〃 第 119 号 地方独立行政法人明石市立市民病院第 2 期中期目標制定のこと

- 〃 第 1 2 0 号 市道路線認定のこと
- 〃 第 1 2 1 号 あっせんの申請のこと
- 報告第 1 9 号 議決事項一部変更専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 0 号 議決事項一部変更専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 1 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 2 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと

1 要 旨

明石市自治基本条例に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 住民投票の対象事項について規定

住民投票に付することができる事項は、将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項とする。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項

イ 住民投票を行うことにより、特定の個人若しくは団体又は特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項

(2) 投票資格者について規定

投票資格者は、年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者又は定住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日から引き続き 3 月以上本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(3) 住民投票の請求手続等について規定

投票資格者名簿に登録されている投票資格者は、その総数の 6 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対して、住民投票の実施を請求することができる。

(4) 住民投票の形式について規定

住民投票は、二者択一で賛否を問う形式とし、市長が必要と認めたときは、例外として、3 以上の選択肢から一つを選択する形式によるものとする。

(5) 署名等の収集について規定

ア 請求代表者は、署名簿に実施請求書及び代表者証明書を添付して、投票資格者に対し、署名等を求めることとする（押印は不要）。

イ 署名等の収集期間は、2か月以内とする。

(6) 情報の提供について規定

ア 市長は、住民投票に付された事項につき投票資格者が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報を、市広報紙への掲載その他適当な方法により、投票資格者に対して提供することとする。

イ 市長は、情報の提供に当たっては、公平性・中立性に十分配慮し、投票結果に影響を与えることがないようにする。

(7) 住民投票運動について規定

ア 住民投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

イ 住民投票運動の期限は、投票日の前日までとする。

(8) 再請求等の制限期間について規定

この条例による住民投票が実施された後2年間は、当該住民投票に付された事項と同一の事項又は同旨の事項について代表者証明書の交付申請を行うことができないようにする。

3 施行期日

平成28年4月1日

1 要 旨

明石市自治基本条例に基づき、協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 協働のまちづくりの基本理念及び基本原則を規定

ア 協働のまちづくりの基本理念

市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むことにより、社会的な課題の解決を図り、もって地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造を目指すものとする。

イ 協働のまちづくりの基本原則

(ア) 市民と市、市民同士は、協働によって達成しようとする目的を共有すること。

(イ) 市民と市、市民同士は、互いの自主性を尊重すること。

(ウ) 市民と市、市民同士は、互いの情報の交換と対話を通じて相互に理解を深めること。

(エ) 市民と市、市民同士は、共に公共サービスの担い手、まちづくりの当事者として、対等の関係にあること。

(オ) 市民と市、市民同士は、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かすとともに、互いの活動や公共サービスの範囲を補い合うこと。

(カ) 市民と市、市民同士は、互いに情報を共有し合うこと。

(2) 市民、協働のまちづくり推進組織、地縁による団体、分野型市民活動団体、事業者、中間支援組織及び市長等の役割を規定

(3) 市長等による協働のまちづくりのための基盤整備及び市民活動への支援について規定

(4) 協働のまちづくり推進組織の認定について規定

ア 市長は、市長が定める要件を満たす市民活動団体を協働のまちづくり推進組織として認定することができる。

イ 協働のまちづくり推進組織の認定は、一小学校区について一団体に限り行う。

(5) 協働のまちづくり推進計画について規定

協働のまちづくり推進組織は、活動範囲とする小学校区（以下「活動小学校区」という。）における協働のまちづくりに関する基本的な計画（以下「協働のまちづくり推進計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(6) 協働のまちづくり協定について規定

市長は、市長が定める要件を満たす協働のまちづくり推進計画を策定した協働のまちづくり推進組織と協定を締結し、市と協働のまちづくり推進組織が協働して行う事業を定めることができる。

(7) 地域交付金の交付について規定

市長は、協働のまちづくり推進組織が自主的かつ主体的に協働のまちづくりを推進し、活動小学校区の課題を解決することができるよう、協定を締結した協働のまちづくり推進組織に対し、地域交付金を交付することができる。

3 施行期日

平成28年4月1日

1 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

（1）市の独自事務における個人番号の利用について規定

番号法で定められた個人番号を利用できる事務（法定事務）以外で、個人番号を利用しないと事務の遂行に支障をきたすおそれのある市の事務（独自事務）につき、個人番号を利用できるものとする。

（2）個人番号利用事務における庁内の特定個人情報の利用について規定

ア 番号法において法定事務の処理に当たって利用が認められている他の自治体等が有する特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）と同じ範囲において、市長部局内（又は教育委員会事務局内）の他の部署が有する特定個人情報についても利用できるものとする。

イ アで包括的に規定した特定個人情報のほか、市が法定事務及び市の独自事務を処理するに当たり利用可能な庁内の特定個人情報を、個別具体的に規定する。

3 施行期日

平成28年1月1日

議案第101号

あかし総合窓口条例制定のこと

1 要 旨

地方自治法第155条第1項に規定する出張所として総合窓口を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

総合窓口の名称及び位置を規定

(1) 名称 あかし総合窓口

(2) 位置 明石市大明石町1丁目6番1号

3 施行期日

規則で定める日

1 要 旨

子どもの健やかな育ちを総合的に支援するとともに、子どもを中心とした多様な交流を創出し、及び子どもの健全な居場所を提供することにより、次世代を担う子どもの育成と子育て支援の推進を図るため、本市にこども広場を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 名称及び位置

名称 あかしこども広場

位置 明石市大明石町1丁目6番1号

(2) 実施事業

ア 親子が集い、交流する場の提供に関すること。

イ 親子で遊び、学ぶ場の提供に関すること。

ウ 子育てに関する相談及び支援並びに子育てに関する情報の収集及び提供に関すること。

エ 母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査に関すること。

オ 妊産婦及び子どもの健康相談及び保健指導に関すること。

カ 子どもの予防接種に関すること。

キ 乳幼児の一時預かりに関すること。

ク 中高生世代の児童の育成及び交流活動に係る場の提供に関すること。

ケ アからウまでに掲げる事業を行う個人又は団体への支援及び助言に関すること。

コ その他市長が必要と認める事業

(3) 施設の構成

- ア 子育て支援施設
- イ 中高生世代交流施設
- ウ こども健康センター

(4) 施設の使用料

施設の区分等		使用料	
子育て支援施設	一時保育ルーム	乳幼児1人1時間につき	500円
	遊戯・学習室	全面	1時間につき 1,800円
		半面	1時間につき 900円
	キッチンルーム	1時間につき	1,600円
	創作活動室	1時間につき	900円
中高生世代交流施設	音楽スタジオ	1時間につき	500円
	ダンススタジオ	1時間につき	1,900円

備考

音楽スタジオ又はダンススタジオを使用する者のすべてが小学校就学の始期に達するまでの者、小学生又は中高校生世代の児童である場合については、使用料を徴収しない。

(5) その他

使用の許可、使用料の納付、減免及び還付、使用条件等を規定

3 施行期日

規則で定める日。ただし、施行前の準備行為は行うことができる。

1 要 旨

中心市街地において、市民の憩いと交流の場を提供し、来街を促進する事業を実施することにより、賑わいの創出及び回遊性の向上を図るため、本市に市民広場を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 名称及び位置

名称 あかし市民広場

位置 明石市大明石町1丁目6番1号

(2) 実施事業

ア 中心市街地における市民の憩いと交流の場を提供する事業

イ 中心市街地への来街を促す事業

ウ その他市長が必要と認める事業

(3) 指定管理者による管理

地方自治法の規定に基づく指定管理者に市民広場を管理させる。

(4) 施設の利用料金

使用区分		午前	午後	夜間	全日	超過金額 (1時間につき)
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
全面使用	平日	19,000円	19,000円	19,000円	47,000円	7,500円
	休日	22,500円	22,500円	22,500円	56,500円	8,500円
1/2面使用	平日	12,000円	12,000円	12,000円	31,000円	4,500円
	休日	14,000円	14,000円	14,000円	37,000円	5,500円

1 / 4 面 使用	平日	6,500 円	6,500 円	6,500 円	15,500 円	2,500 円
	休日	7,500 円	7,500 円	7,500 円	18,500 円	3,000 円
部分使 用(1平 方メー トルに つき)	平日	100 円	100 円	100 円	200 円	100 円
	休日	100 円	200 円	200 円	300 円	100 円

(5) その他

使用の許可、利用料金の納付、使用条件等を規定

3 施行期日

規則で定める日。ただし、施行前の準備行為は行うことができる。

1 要 旨

下水道事業に、公営企業会計を導入するために地方公営企業法の財務規定等を適用することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

- (1) 下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用
- (2) 地方公営企業法の財務規定等の適用に伴い、条例で定めるとされている次に掲げる事項を規定

ア 経営の基本

下水道事業は、下水道の機能を適正に維持し、持続的なサービスを提供するため、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

イ 予算で定める重要な資産の取得及び処分

予定価格又は適正な見積価額が4,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡をしようとするときは、予算に定めなければならない。

ウ 議会の議決等を要する事項

次の事項については議会の議決を要するものとする。

- (ア) 賠償額が10万円以上である職員の賠償責任の免除
- (イ) 1,000万円以上の負担付きの寄附又は贈与の受領
- (ウ) 150万円以上（交通事故に係るものにあつては、自賠償保険金額及び共済責任額の範囲を超えるもの）の損害賠償額の決定

エ 業務状況説明書類の作成時期

市長は、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

3 施行期日

平成28年4月1日

1 要 旨

明石市特別職報酬等審議会の意見の申出を踏まえ、非常勤の行政委員会委員の報酬を改定しようとするもの。

2 内 容

(1) 非常勤の行政委員会委員の報酬額の引下げ

前回改定時（平成6年4月1日）から昨年度までの、常勤の特別職の給料月額の改定率（11.9%の引下げ）を基本として、報酬額を引き下げる。

		現 行	改 正
監査委員	識見者	月額257,000円	月額226,400円
	議 員	月額 65,000円	同 左
教育委員会	委 員	月額195,000円	月額171,800円
選挙管理委員会	委員長	月額128,100円	月額112,900円
	委 員	月額104,400円	月額 92,000円
農業委員会	会 長	月額 65,200円	同 左
	委 員	月額 47,600円	月額 42,300円
固定資産評価 審査委員会	委員長	日額 17,100円	日額 15,100円
	委 員	日額 15,700円	日額 13,800円

(2) 公平委員会委員の報酬の支給形態の見直し

公平委員会委員について、報酬の支給形態を、現行の月額制から日額制へ変更する。

ア 公平委員会委員長 日額 35,500円

イ 公平委員会委員 日額 29,600円

3 施行期日

平成28年1月1日

議案第106号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定のこと

1 要 旨

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されたことに伴い、関係条例について所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

- ア 明石市職員の再任用に関する条例
- イ 明石市職員退職手当条例
- ウ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- エ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
- オ 明石市消防団員等公務災害補償条例

(2) 改正内容

- ア 公務災害補償と年金を併給できる場合における、公務災害補償の支給額の調整に関する規定について、所要の整備を行う。
(総受給額に変更はない。)
- イ 引用法令の変更
- ウ その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税についてグリーン化特例を導入するとともに、旧3級品の製造たばこに係る市たばこ税の特例税率について段階的措置を講じた上で廃止するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 軽自動車税についてグリーン化特例を導入

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得された、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車について、平成28年度分の軽自動車税の税率を車両の区分や環境負荷の程度に応じて、25%～75%軽減する。

(2) 旧3級品の製造たばこに係る特例税率を廃止

旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年3月31日まで段階的な経過措置を講じた上で廃止する。

(3) 猶予制度の見直しに伴う手続等を規定

地方税法における猶予制度の見直しに伴い、申請手続等の一部について条例で定めることとされたことを受け、必要な事項を定める。

(4) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(2)及び(3)は平成28年4月1日、2の(4)の一部は平成28年1月1日

1 要 旨

明石駅前南地区第一種市街地再開発事業で整備する再開発ビルに明石市立図書館が移転することに伴い、名称及び位置の変更を行うほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 明石市立図書館の名称及び位置の変更

ア 名称の変更

(現行) 明石市立図書館

(改正) あかし市民図書館

イ 位置の変更

(現行) 明石市明石公園1番27号

(改正) 明石市大明石町1丁目6番1号

(2) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(1)は規則で定める日

今回の補正は、歳出で、国民健康保険事業特別会計繰出金、こども医療費助成事業費及び市税賦課徴収事業費等を追加するとともに、歳入で、繰越金、県支出金及び国庫支出金等を追加するもの。

また併せて、中学校給食センター厨房備品等購入に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式により入札手続きを行うものなどについて、債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 509,724 千円 補正後 105,609,165 千円 〕

歳入

地方特例交付金	10,547 千円		
国庫支出金	81,639 千円	民生費国庫負担金	81,527 千円
		民生費国庫補助金	112 千円
県支出金	128,609 千円	民生費県負担金	105,497 千円
		民生費県補助金	23,112 千円
繰越金	288,929 千円	前年度繰越金	

歳出

繰出金	278,324 千円	国民健康保険事業特別会計繰出金	278,324 千円
扶助費等	104,400 千円	こども医療費助成事業費	104,000 千円
		子育て家庭ショートステイ事業費	400 千円
補助費等	89,000 千円	市税賦課徴収事業費	89,000 千円
物件費	38,000 千円	中学校管理運営事業費	38,000 千円

債務負担行為
追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
中学校給食センター厨房備品等購入	49,000	H28
市税納税通知書製本及び封入封緘業務委託	11,071	
コミュニティ・センター警備業務委託	2,178	
市民センター等警備業務委託	675	
市立保育所機械警備業務委託	1,100	
大気常時監視局測定装置保守点検業務委託	10,995	
有害大気汚染物質等モニタリング業務委託	4,547	
水質監視分析検査業務委託	17,227	
収集事業課施設維持管理業務委託	2,916	
小動物の死体の収集運搬に関する業務	6,480	
天文科学館施設維持管理業務委託	6,814	
街路灯新設・維持補修工事	72,900	
屋外広告物除却業務委託	6,999	
道路除草業務委託	6,686	
道路維持補修事業清掃等業務委託	32,942	
区画線・道路標示新設補修工事	10,000	
道路反射鏡・道路標識新設補修工事	14,000	
安全防護柵新設補修工事	15,000	
道路舗装補修工事	125,697	
道路等維持補修工事	223,660	
街路樹維持管理事業樹木剪定等業務委託	53,310	
砂浜等清掃業務委託	14,000	
海岸施設等ごみ収集運搬業務委託	5,400	
河川美化事業清掃等業務委託	10,392	
排水路浚渫工事	30,000	
港湾環境美化事業清掃等業務委託	8,589	
公園内ごみ収集及び運搬処理業務委託	10,350	
公園樹木等維持管理業務委託	36,553	
明石北わんぱく広場管理業務委託	15,000	
市営住宅給水施設等保守清掃業務委託	3,945	
市立学校電気工作物保安業務委託	8,479	
学校水泳プール浄化装置点検維持業務委託	864	
市立学校(園)機械警備業務委託	19,392	
学校園樹木害虫防除業務委託	10,000	
警備員配置及び防犯カメラ等設置業務委託	29,400	
消防庁舎等清掃業務委託	8,059	
消防庁舎施設維持管理業務委託	4,621	

今回の補正は、歳出で保険給付費の一般被保険者療養給付費等を追加するほか、保険財政共同安定化事業拠出金及び国庫負担金等精算に係る償還金等を追加するとともに、歳入では前年度繰越金、保険財政共同安定化事業交付金及び一般会計繰入金等を追加するもの。

[補正額 1,171,819 千円 補正後 37,434,589 千円]

歳入

国庫支出金	25,000 千円	高額医療費 共同事業負担金	
県支出金	25,000 千円	高額医療費 共同事業負担金	
共同事業交付金	350,000 千円	高額医療費 共同事業交付金	50,000 千円
		保険財政共同 安定化事業交付金	300,000 千円
繰入金	278,324 千円	一般会計繰入金	
繰越金	493,495 千円	前年度繰越金	

歳 出

保 險 給 付 費	507,000 千円	一 般 被 保 險 者 療 養 給 付 費	500,000 千円
		退 職 被 保 險 者 等 療 養 費	5,000 千円
		一 般 被 保 險 者 高 額 介 護 合 算 療 養 費	2,000 千円
共 同 事 業 抛 出 金	400,000 千円	高 額 医 療 費 抛 出 金	100,000 千円
		保 險 財 政 共 同 安 定 化 事 業 抛 出 金	300,000 千円
諸 支 出 金	264,819 千円	国 庫 負 担 金 等 精 算 金 償 還	

今回の補正は、二見浄化センター水処理施設運転管理業務委託及び汚泥処理施設包括業務委託に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式により入札手続きを行うものについて、債務負担行為の設定を行うもの。

債務負担行為
追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
下水道各種施設維持管理及び取付管設置等工事	210,000	H28
浄化センター・ポンプ場維持管理業務委託	45,980	H28
浄化センター・ポンプ場処理施設浚渫工事	11,100	H28
汚泥運搬業務委託	58,797	H28
二見浄化センター維持事業	788,700	H28～H30

変更分

事 項	補正前		補正後	
	限度額 (千円)	期間 (年度)	限度額 (千円)	期間 (年度)
下水道整備事業	618,000	H28	938,000	H28

今回の補正は、歳出で保険給付費の高額医療合算介護サービス費等を追加する一方、地域密着型介護サービス等給付費を減額するもの。

〔 補正額 0 千円 補正後 20,342,495 千円 〕

歳 出

保 険 給 付 費	0 千円	地域密着型介護サービス等給付費	△42,500 千円
		地域密着型介護予防サービス等給付費	10,000 千円
		高額医療合算介護サービス費	32,000 千円
		審査支払手数料	500 千円

今回の補正は、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続きを行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

債務負担行為

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
水質検査業務委託	132,000	H28～H30
配水場・浄水場施設警備業務委託	21,900	H28～H30
施設維持管理業務委託	13,500	H28
配水管等補修工事	226,000	H28
水道メーター修繕	32,000	H28

1 要 旨

平成26年第2回定例会9月議会において議決を受けた明石市立錦城中学校北校舎改築ほか（建築）工事請負契約について、公共工事設計労務単価の上昇により、明石市工事請負契約約款第25条第6項に基づき請負金額を増額する必要が生じたことに伴い、請負契約の一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するもの。

2 内 容

請負金額の変更

(変更前)		(変更後)
710,640,000 円	→	729,029,160 円
		(18,389,160 円増額)

(参考)

相手方	株式会社四ツ橋組 明石支店
工事期限	平成28年2月20日

1 要 旨

明石市立総合福祉センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

明石市立総合福祉センター

明石市貴崎 1 丁目 5 番 1 3 号

3 指定管理者となる団体

明石市貴崎 1 丁目 5 番 1 3 号

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

理事長 和 田 満

4 指定期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

1 要 旨

明石市立高齢者ふれあいの里の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 高齢者ふれあいの里中崎
明石市中崎 1 丁目 2 番 2 2 号
- (2) 高齢者ふれあいの里大久保
明石市大久保町大窪 3 4 2 3 番地
- (3) 高齢者ふれあいの里魚住
明石市魚住町西岡 3 6 7 番地の 4
- (4) 高齢者ふれあいの里二見
明石市二見町西二見 6 0 5 番地の 1

3 指定管理者となる団体

大新東・SDHS・NTTファシリティーズ共同事業体

代表者 東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3

大新東株式会社

代表取締役 遠 山 秀 徳

4 指定期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

1 要 旨

平成24年12月定例市議会において議決を受けた明石市立産業交流センター、明石市立勤労福祉会館及び明石市立中高年齢労働者福祉センターに係る指定管理者の指定について、今後の施設のあり方及び施設の管理業務のあり方につき、現指定管理者と協議の上、検討を進めるため指定期間を延長したく、議会の議決を得た事項の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

指定期間の変更

(変更前) 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

(変更後) 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

(参考)

指定管理者 一般財団法人 明石市産業振興財団

1 要 旨

地方独立行政法人明石市立市民病院に指示する中期目標を定めることにつき、地方独立行政法人法第 2 5 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 中期目標の期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日

(2) 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
事項

ア 市民病院の果たすべき役割の明確化

イ 高度な総合的医療の推進

ウ 利用者本位の医療サービスの提供

エ 地域とともに推進する医療の提供

オ 総合力による医療の提供

カ 医療の質の向上

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

ア 医療職が集まり成長する人材マネジメント

イ 経営管理機能の充実

ウ 構造改革の推進

(4) 財務内容の改善に関する事項

ア 業績管理の徹底

イ 安定した経営基盤の確立

1 要 旨

大蔵地区住宅市街地総合整備事業による新設道路を市道路線として認定しようとするもの。

2 内 容

(1) 今回認定する路線

ア 路線数 1 路線

大蔵地区住宅市街地総合整備事業による新設道路

大蔵町56号線

イ 延長 102メートル

ウ 面積 615平方メートル

(2) 認定後の路線

ア 路線数 2, 923 路線

イ 延長 620, 380メートル

ウ 面積 4, 435, 064平方メートル

議案第121号

あっせんの申請のこと

1 要 旨

市道の整備に必要な用地の買収について、土地収用法第15条の2第1項の規定に基づくあっせんに付することを申請することにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 申請先

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県知事

(2) 相手方

明石市在住の個人

(3) 申請の要旨

明石市は、市道を整備するために必要な用地の買収に相手方が応じるよう、兵庫県知事に対してあっせん委員のあっせんに付することを申請する。

報告第 1 9 号 〈 報告第 2 0 号	議決事項一部変更専決処分につき報告のこと
-----------------------------	----------------------

報告 番号	要 旨	内 容	参 考
第 1 9 号	平成 2 7 年第 1 回定例会 3 月議 会において議決を受けた瀬戸第 3 号雨水幹線(戌ノ方谷工区)布 設工事請負契約について、布設 予定箇所周辺の浸水被害を早期 に軽減するために、水路を増工 する必要が生じたことに伴い、 平成 2 7 年 1 0 月 2 0 日専決処 分により一部変更したので、報 告するもの。	請負金額の変更 (変更前) 745, 645, 470 円 (変更後) 750, 467, 670 円 (4, 822, 200 円増額)	相手方 平錦建設株式会社 工事期限 平成 27 年 10 月 31 日
第 2 0 号	平成 2 7 年第 1 回定例会 3 月議 会において議決を受けた船上第 3 号雨水幹線布設工事請負契約 について、平成 2 7 年 2 月から 適用する公共工事設計労務単価 の運用に係る特例措置により請 負金額を増額する必要が生じた ことに伴い、平成 2 7 年 1 0 月 2 7 日専決処分により一部変更 したので、報告するもの。	請負金額の変更 (変更前) 1, 332, 720, 000 円 (変更後) 1, 336, 237, 560 円 (3, 517, 560 円増額)	相手方 株式会社本間組 神戸営業所 工事期限 平成 29 年 3 月 10 日

報告第 2 1 号
く
報告第 2 2 号

訴えの提起専決処分につき報告のこと

1 請求の要旨

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

2 訴えの相手方等

報告 番号	相手方	明渡し住宅	滞納家賃（円）	専決処分日
第 2 1 号	明石市在住の個人	市営王子住宅	87,700	平成27年 9月28日
第 2 2 号	明石市在住の個人	市営貴崎東住宅	135,800	平成27年 10月22日

